

附 則

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「、同法第五十一条」を「、同法第五十二条第一項（同項第一号に係る部分に限る。

以下この項において同じ。）」に、「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「毎事業年度

」と「」の下に「、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と

」を加え、同条第五項中「第六十九条第一項」を「第六条の五第一項」に改める。